

事業承継税制：相続税・贈与税の納税猶予制度について

経営承継円滑化法（いわゆる「事業承継税制」）の施行

平成 20 年 5 月に「経営承継円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）」が成立し、その後平成 21 年税制改正により、いわゆる事業承継税制がスタートしました。

これにより、相続税・贈与税の納税猶予制度、民法の遺留分に関する特例、金融支援など支援策の充実が図られました。

相続税・贈与税の納税猶予制度とは、一定の要件を満たす場合、贈与により後継者が取得した非上場株式に対応する贈与税の納税が猶予され、かつ、相続により後継者が取得した非上場株式の課税価格の 80% に対応する相続税の納税が猶予される規定です。

民法の遺留分に関する特例とは、一定の要件を満たした場合、後継者を含む経営者の推定相続人全員の合意により、経営者から後継者に生前贈与された自社株式について、遺留分算定の基礎財産から除外する「除外特例」および遺留分算定の基礎財産に算入する際の価額を固定する「固定特例」を選択することができる規定です。

金融支援については、日本政策金融公庫が通常の金利（基準金利）と比べて利率の低い特別利率を適用して自社株式等の取得を行う会社への融資や後継者個人への融資等を行うことができることなどの規定が盛り込まれています。

納税が“免除”される場合

相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」を事前に受けることなど、いくつかの要件を満たす必要があります（詳細の要件については国税庁 HP 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし」等をご参照ください）。

ここで、当該要件を満たしたうえで相続税・贈与税の納税猶予の適用を受ける場合であっても、この制度はあくまで納税を“猶予”する制度であり、原則として、この制度を適用しても対象となる相続税・贈与税が“免除”されるわけではない点留意が必要です。しかしながら、下記のような一定の要件を満たした場合は、当該相続税・贈与税が免除を受けることができます。

- ・当該経営者（後継者）が死亡した場合
- ・会社が破産又は特別清算した場合
- ・対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の全部の譲渡を行った場合（ただし、その時価を超え

る猶予税額のみ免税）

- ・次の後継者に対象株式を贈与し、その後継者が取得した株式につき「贈与税の納税猶予の特例」の適用を受ける場合、等

つまり、この納税猶予制度は先代経営者から後継者へ株式と経営が継続的にバトンタッチされることを前提としており、この場合には税務上の恩典（納税猶予と免除）を与えることとしています。一方で、後継者が株式を譲渡するようなケース（M&A による事業承継等）については、税務上の恩典を与えておらず、後継者にとって思わぬ税務上の負荷が生じる可能性があります。

納税猶予制度の留意点

後継者にとって思わぬ税務上の負荷が生じる場合は、具体的には、納税猶予を受けるための一定の要件を満たさなくなった場合に、猶予されている相続税または贈与税額に加え、猶予期間に対応する利子税も支払う必要があることを指します。利子税の額は、相続税・贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間（日数）に応じた額になるため、猶予期間が長くなるほど利子税負担も大きくなります。

さらに、納税猶予の適用を受けるためには、相続税・贈与税の申告期限までに納税猶予に係る相続税額・贈与税額に相当する担保（納税猶予の対象となる非上場株式等）を提供する必要があります。また、要件を満たすための事務手続きの煩雑さもこの制度適用に係る留意点といえるかもしれません。

納税猶予制度の実績と事前にやるべきこと

この法律の施行から平成 23 年 4 月末までの約 2 年間の間に、相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けているケースは、相続税 292 件、贈与税 96 件にとどまっているとのことです（税理士法人青山トラスト調べ）。

この納税猶予制度を適用することは、上述のような留意点もあるものの、適切に要件をクリアしていけば、事業承継を前向きに捉えている中小企業の経営者・後継者にとってメリットの方が大きいように思えます。

ただし、この制度は原則として相続発生後からでは適用の申請をすることができません。すなわち、相続が発生してから対処を行うのではなく、計画的に自社株の相続税対策等を練り、あらかじめ、納税猶予制度適用の検討/判断を行っておく必要があるのです。これからの事業承継対策は、「早期より計画的な取組みを行う」ことが益々求められているのです。

（文責: 齊藤）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp